

EVENT GUIDE

名称	日時	会場等	お問い合わせ先
三重県中小企業団体中央会創立60周年記念大会	10/26(月) 13:00~18:00	会場：ホテルグリーンパーク津 6階 (津市羽所町700番地) 表彰・議事、記念セミナー：伊勢・安濃の間 謝恩パーティー：葵・橘・藤・秋の間	三重県中小企業団体中央会 企画情報課 TEL059-228-5195
事務局レベルUP!講習会【組合運営】Part 2	11/17(火) 13:30~15:00	会場：三重県教育文化会館 本館3階 第2会議室 (津市桜橋 2-142)	三重県中小企業団体中央会 企画情報課 TEL059-228-5195
第67回 中小企業団体全国大会	11/20(金)	会場：沖縄コンベンションセンター (沖縄県)	三重県中小企業団体中央会 総務調整課 TEL059-228-5195
ものづくり補助事業成果発表・ビジネスマッチング会(中部ブロック)	12/2(水) 13:00~17:00 12/3(木) 10:00~16:00	会場：名古屋市国際展示場 ポートメッセなごや 2号館 (名古屋市中区金城ふ頭二丁目2番地)	三重県中小企業団体中央会 事業開発室 TEL059-228-5195
新春セミナー・賀詞交歓会	平成28年 1/25(月)	会場：ホテルグリーンパーク津 6階 伊勢・安濃の間 (津市羽所町700番地) ※詳細につきましては、後日案内します。	三重県中小企業団体中央会 企画情報課 TEL059-228-5195



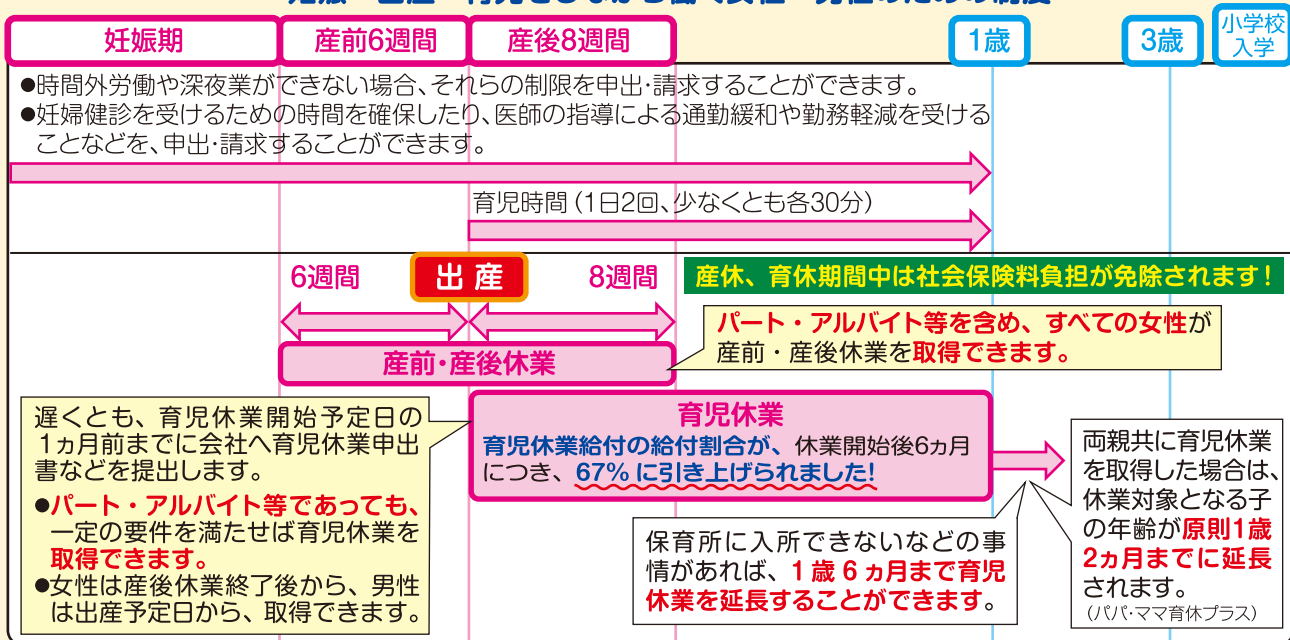
妊娠・出産・産休・育休などを理由とする解雇などの不利益な取扱いは、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法により、禁止されています！

例えば 以下を理由として

- 妊娠、出産、産前・産後休業、育児休業
- 妊婦健診や切迫流産で仕事を休んだ、等

- 解雇、退職の強要、契約更新拒否
- 正社員からパートへの契約変更の強要、などの取扱いを行うことは法違反です

妊娠・出産・育児をしながら働く女性・男性のための制度



他にも以下のような制度があり、事業主に申出・請求することで従業員は利用できます。

- 短時間勤務制度(所定労働時間を1日原則6時間にする制度)
- 残業(所定外労働)の制限
- 子の看護休暇(子が1人なら5日、2人以上なら10日)
- 時間外労働の制限(1ヵ月24時間、1年150時間まで)
- 深夜業(午後10時~午前5時)の免除

三重労働局雇用均等室 〒514-8524 津市島崎町 327-2 津第二地方合同庁舎
TEL.059-226-2318 FAX.059-228-2785 <http://mie-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

中小企業組合の設立・運営のご相談は三重県中央会まで!

三重県中小企業団体中央会

〒514-0004
津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル6階
TEL 059-228-5195 FAX 059-228-5197
URL <http://cniss.chuokai-mie.or.jp/>
E-mail: webmaster@chuokai-mie.or.jp
<https://ja-jp.facebook.com/chuokai.mie>

【中央会の主な事業】

- 組合等の中小企業連携組織の設立及び運営支援、中小企業の経営・労務・経理・税務・法律等の相談
- 組合等の中小企業連携組織及び中小企業の金融、経理税務、事業運営、流通、労働問題等に関する講習会、講演会等の開催
- 弁護士、税理士等による専門的な問題についての個別の専門指導・支援
- 中小企業及び中小企業の組織に関する調査・研究
- 機関誌の発行などによる情報提供など

facebookもご覧ください!

●過去の「中小企業組合ほっと通信」の情報については●
三重県中小企業団体中央会のホームページ(<http://cniss.chuokai-mie.or.jp/>)でご覧いただけます。